

中野区業務委託の提案制度の採用業務の決定について

令和2（2020）年度に委託業務として実施する業務を次のとおり決定した。

1. 目的・内容等

中野区区民公益活動の推進に関する条例第8条第2項の規定に基づき、区民公益活動の特長を生かした参入機会を提供するため、区民公益活動団体に対する委託業務の提案を公募し、採用した業務について提案した区民公益活動団体に委託して実施する。

2. 募集状況等

（1）説明会の開催

- 日時：令和元年6月6日（夜間）・6月7日（午前）
- 場所：中野区役所

（2）募集期間 令和元年6月24日（月）～7月5日（金）

（3）応募業務数 4業務

3. 審査の基準及び手続き

（1）審査基準

審査区分	審査項目
委託の可能性	① 区が直接行わなければならない業務（規則・指導等）ではない ② 区の政策目的と整合している ③ 業務の実施が関係法令に照らして問題がない ④ 提案の内容が具体的である ⑤ 区との役割分担により実施が可能である ⑥ 先駆性、創造性、専門性、地域性等提案する団体の特性を生かした業務である ⑦ その他支障となる特別な理由がない
委託の効果	① 区民の公益活動を推進し、区民生活の豊かさの向上に貢献する業務である ② 費用対効果が適切である ③ 区民ニーズの高い業務である

団体の業務遂行能力	① 提案業務と同様の趣旨の活動の実績がある ② 業務に必要な人材等の配置が可能である ③ 財務状況が適切である ④ 業務の実施に資格、許可等が必要な場合は、当該団体がそれらを有している ⑤ 過去の区との契約において、不完全履行など、契約の履行にかかわる問題が生じていない ⑥ 現在区から指名停止を受けていない
-----------	---

(2) 審査手続き

提案業務の所管課が提案団体に対してヒアリングを実施し、この結果を踏まえ、令和元年10月10日に開催した中野区区民公益活動推進協議会において提案業務の可否及び付与する意見を答申としてとりまとめた。

4. 提案業務の内容及び採用の可否等

(1) 採用とした業務

	団体名／業務名／ 提案団体の見積額	内 容	答申を踏まえた採用の条件等
1	特定非営利活動法人 中野中小企業診断士会 「事業承継支援施策立案のための区内企業の状況調査」 2,722,500円	中野区内の中小企業における事業継承に関する「現状」と「今後」について、経営者に対して書面による「アンケート調査」及び面談による「インタビュー調査」を行う。これをもとに、区内中小企業経営者の事業継承に関する意識や現場ニーズを「分析・集計」し、今後の事業継承支援施策立案の基礎資料とする。	区委託事業として採用する。本調査が効果的に実施できるよう調査の設計を精査すること。

(2) 不採用とした業務

	団体名／業務名／ 提案団体の見積額	内 容	答申を踏まえた不採用の主な理由
1	特定非営利活動法人 中野・環境市民の会 「持続可能な地域社会の実現にむけた人材の育成とパートナーシップの醸成」 6,426,000円	SDGsで取り上げている行政と民間共通のアジェンダを掲げて取組む区内のリーダー人材を対象としたプログラムを実施する。各自のミッションやビジョンの捉えなおし、他地域の視察、相互の対話等を通じて信頼関係を構築し、区内で具体的なアクションが実行できるよう、8か月間のプログラムとして実施する。	費用対効果や区民への波及効果などの面で課題があり、区の委託業務とすることは難しい。

2	<p>グループ育てる</p> <p>「赤ちゃんのふれあい教室」</p> <p>296,000 円</p>	<p>区立中学校において、区内の中学生と乳幼児親子を対象とした「命の授業（講師による授業）」と「乳幼児親子とのふれあい体験」を実施する。これらの事業を通じて、命の尊さを学び、小さな子どもへの思いやりを育むとともに、自分を大切にすることや親の愛情などを実感する機会を提供する。また、同じ地域に住む人々が世代を超えて交流し、つながる機会とする。</p>	<p>区は、児童館を拠点とした乳幼児とのふれあい体験事業を実施している。この事業と比較した場合の費用対効果のほか、団体の区内での活動実績や提案事業の実施体制などの面で課題があり、区の委託業務とすることは難しい。</p>
3	<p>特定非営利活動法人 森林浴音楽会</p> <p>「地域活性化の為の音楽鑑賞会と音楽講座事業企画運営業務委託」</p> <p>994,000 円</p>	<p>生演奏や歌を地域の人々に届ける場を創出し、情操豊かな心を育むとともに、音楽家の活躍の場を提供し、地域の活性化につなげることを目的として、音楽鑑賞会等を実施する。地域住民や近隣住民等を対象とした「心に響く映画上映会とその映画の映画音楽会」を年1回、中野ZERØ小ホールで実施するとともに、中野区役所を会場としたミニコンサートを年4回実施する。</p>	<p>区では、文化芸術事業を指定管理者が行っている。「ふれあいコンサート@中野区役所」については、類似の事業を音楽大学の協力により定期的に行っている。この事業と比較した場合の費用対効果や実施体制のほか、財政基盤などの面で課題があり、区の委託業務とすることは難しい。</p>

5. 今後の予定

令和2年（2020年）2月	採用及び不採用業務の公表
令和2年（2020年）4月以降	採用業務に係る契約の締結、業務の実施
令和3年（2021年）3月	実施業務報告会 *公開で実施
令和3年（2021年）4月	実施業務内容及び実施業務に対する意見等公表